

給与規定 別表2

平成31年4月1日

名 称	支 給 条 件	支 給 額 または 支 給 率
基 本 給	全職員(別表1)	給与規定4条による
職 務 手 当	園長 副園長 主任保育士 副主任・主任(庶務・保育リーダー等) 保育士、看護師、栄養士等文書作成者 継続的に自主的な研究、研修が認められる職員 その他の職員 文書作成手当等として	基本給×0.15 (基本給40万超は10万限度) 基本給×0.12 (基本給35万超は8万限度) 基本給×0.1 (基本給35万超は3万限度) 基本給×(0.01から0.03) (基本給30万超は1.5万限度) 基本給×0.02 (基本給25万超は1.0万限度) 基本給×0.01 (基本給25万超は0.5万限度) 3,000円
職 務 手 当 II (横 浜 市)	経験7年以上 経験3年以上 保育リーダー(担任)※1	40,000円 5,000円 5,000円～10,000円
扶 養 手 当 (試用中は支給しない)	扶養控除対象配偶者 満18歳以後の最初の3月31日までの子 1人に付 (扶養控除対象配偶者がいない場合も同)	10,000円 4,500円(但し2人まで) 3人目以降は1人1000円
通 勤 手 当	公共交通機関利用者(電車・バス) 交通具利用者1(自転車等2km以上) 交通具利用者1(自動車等2km以上) ※駐車場補助	20,000円迄 (1ヶ月定期運賃相当額) 2km以上3km未満まで 2,000円 3km以上10km未満まで 1km毎に300円を加算 10km以上45km未満まで 1km毎に480円を加算 3kmまで5,000円 3km以上1km毎に700円 駐車場代の1/2(5,000円まで)

時間外勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役付職員には支給せず。 ・ 週40時間勤務職員 <ul style="list-style-type: none"> 1日8時間を超えての勤務の場合、1時間あたり (基本給+職務手当) ÷ 171時間 × 1.25 但し、その日の勤務時間を超えての勤務が8時間に満たない場合は、1.25倍しない(1倍)。 計算期間は、前月1日から末日。 ・ 週40時間未満の勤務職員 <ul style="list-style-type: none"> 1日8時間を超えての勤務の場合、1時間あたり (基本給+職務手当) ÷ その職員の月の勤務時間 × 1.25 但し、その日の勤務時間を超えての勤務が8時間に満たない場合は、1.25倍しない(1倍)。 計算期間は、前月16日から当月15日。 	
※住宅手当	住宅を所有する者 (※住宅を新築した場合の5年間) 賃貸住宅の契約者	1,000円 (2,500円) 家賃の1/2(30,000円迄)
深夜勤務手当	・ (基本給+職務手当) ÷ 171時間 × 0.25	
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役付職員には支給せず。 ・ (基本給+職務手当) ÷ 171時間 × 1.35 	

※通勤手当及び住居手当は合計金額が30,000円までとする。

※住宅手当は平成38年3月までとする。採用10年以上の職員も5年間支給

※2 パート交通費等 日割り 1/21

または週1は 1/5 (週2~4は 2/5~4/5)

※1 担任 5,000円

5歳児担当 10,000円

(基準職員を原則とする。 5000 × 基準職員 ÷ 実担任数)

給料規定 別表3 賞与

支給期	6月期	12月期	3月期	
支給判定対象期間	1月～6月	7月～12月	4月～3月	
支給判定基準日	6月1日	12月1日	3月1日	
支給対象職員	<ul style="list-style-type: none"> ・支給判定基準日に在籍中の職員 ・支給判定基準日1ヶ月前以降に死亡した職員 ・支給判定基準日に無給休職職員は除く 			
支給計算月数	2ヶ月	2ヶ月	支給するかしないかを含めてその都度決定	
	上記支給月数を基準とし、所轄庁の補助金の変動と入所児の変動等により、その都度決定する。 支給額は、賞与基本額に次項の支給率を用いて算出する。			
支給判定日現在の在職期間による支給率	勤務期間	支給率	勤務期間	支給率
	6ヶ月以上	100%	2ヶ月以上3ヶ月未満	35%
	5ヶ月以上6ヶ月未満	80%	1ヶ月以上2ヶ月未満	20%
	4ヶ月以上5ヶ月未満	65%	1ヶ月未満	0%
	3ヶ月以上4ヶ月未満	50%		
	上記による算出額に0.5を乗じる			
支給判定日現在の在職期間における勤務成績による支給率 B	勤務を人事考課し、その成績を50%～150%の間で決定の上、それを支給率とする。			
	上記による算出額に0.5を乗じる			
支給額	上記A、Bの計算により算出された額を合計し、支給月数を乗じ支給する。			
その他	雇用契約書による支給は本表を参考にし、契約書により支給。			
期末事業等調整費	職員処遇改善費等の上乗せ加算・功労加算等			